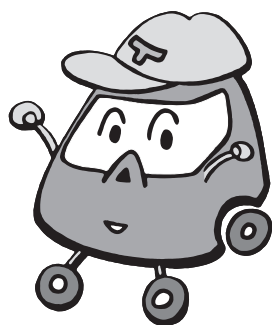


兵ト協ニュース

2012.3 No. 308
.....



伊弉諾神宮(淡路市)



もくじ

○ 行政からのお知らせ	
(国土交通) 年度末における自動車検査・登録申請の早期手続について……………	1
○ 東日本・中日本・西日本高速道路株からのお知らせ	
車両の代替え時における ETC 車載器の再セットアップについて……………	2
○ 事務局からのお知らせ	
「過積載運転の根絶」合同キャンペーン……………	3
平成24年度ドライバー等安全教育訓練促進助成制度実施要綱 ……	4
平成24年度セーフティ&エコドライブ教育訓練促進助成制度実施要綱	10
「平成24年度自動車運送事業運行管理者兵庫陸運部長表彰」について	
……………	14
(社)兵庫県トラック協会通常総会のご案内……………	18
○ 陸災防のページ	
平成24年度 労働安全衛生法に係る技能講習実施計画表 (予定) …	19
○ 会員だより……………	21
○ 協会日誌……………	22



行政からのお知らせ



国土交通

神兵登第235号の3

神兵整第769号の3

平成24年2月7日

社団法人兵庫県トラック協会会長 殿

神戸運輸監理部長

年度末における自動車検査・登録申請の早期手続きについて

平素は、国土交通行政の推進にご支援、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、ご承知のとおり、例年3月は自動車税及び会社の決算期等の関係で自動車の検査・登録申請が最も多い月となっており、とりわけ月末に申請が集中しております。

このため、当部としましては、種々の対策を講じているところではありますが、貴団体におかれましても、このような状況をご理解いただき、傘下会員の皆様方に早期に申請されるよう周知徹底をお願いします。

毎年、年度末は自動車の検査・登録申請窓口が非常に混雑して長時間お待たせすることになりますので、申請処理を円滑に行うため、自動車の検査・登録手続きは比較的すいている3月中旬までにお済ませ下さいますようお願いいたします。

また、継続検査は、自動車検査証の有効期限の満了する日の1ヶ月前から受けられますので、余裕をもってお受け下さい。

なお、検査・登録申請に関するお問い合わせ先は、下記のとおりです。

記

神戸運輸監理部

兵庫陸運部

お問い合わせ先 ☎ 050 - 5540 - 2066

姫路自動車検査登録事務所

お問い合わせ先 ☎ 050 - 5540 - 2067

神戸運輸監理部ホームページ：<http://www.tb.mlit.go.jp/kobe/>

東日本・中日本・西日本高速道路(株)からのお知らせ

車両の代替え時における ETC 車載器の再セットアップについて

高速道路等の有料道路を ETC の利用で走行するときは、車両と ETC 車載器の情報は常に一致しなくてはなりません。

セットアップ情報と車両情報が異なった状態で ETC を利用することは ETC 利用規程[第4条第3項－車載器の取扱いについて]違反となります。

また、各高速道路会社が定めた通行方法にも違反することとなり、悪質な利用と判断された場合、不正通行車両とみなされます。

下記の①②③に該当するときは、ETC 車載器の再セットアップが必要です。車載器販売店、又は ETC セットアップマークのある店にご相談ください。

記

車載器の再セットアップが必要な場合

①車載器の取り付けられた車両のナンバープレート（自動車登録番号標及び車両番号標）が変更になった場合

- 引越し等により登録変更をされた場合
- 希望ナンバー制を利用してナンバーを変更された場合
- 車載器の付いた中古車の購入又は譲渡を受けた場合
- 車両の用途変更等によりナンバーが変更になった場合 等



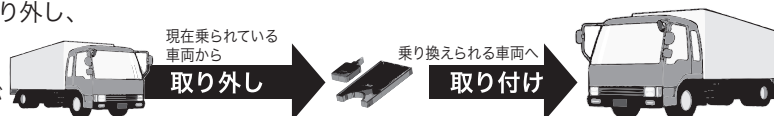
②車載器を他の車両に付け替えた場合等セットアップされている情報に変更が生じた場合

- 車両を買い換えられる際に、

旧車両に設置されていた車載器を取り外し、

新しい車両に取り付けされた場合

- この他にもセットアップ情報に変更が生じた場合



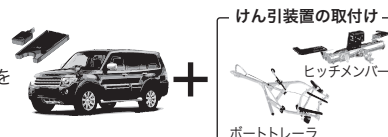
同じ車種であっても、セットアップ情報に変更が生じますので、必ず再セットアップをしてください。

③車載器の取り付けられた車両をけん引できる構造に変更した場合

- 車載器を取り付けられた車両にけん引装置を設置された場合

再セットアップを行わずにけん引した場合には、開閉バーが開きませんのでご注意ください。

※被けん引車の車軸数が2以上の車両で隣接する車軸間距離が1m未満の場合は、通行料金の請求を受ける料金所で、係員のいるレーンで、一旦停止して係員に ETC カードを手渡ししてください。



※ドラぷらホームページにおいても情報が掲載されています。

ドラぷらトップ→ETC・割引情報→ETC 車載器のセットアップ(登録)

事務局からのお知らせ

「過積載運転の根絶」合同キャンペーン

1, 電光掲示板による啓発活動

① 掲示場所

○ 国道

県内主要国道の道路情報提供装置

○ 県道

県内主要道路の道路情報提供装置

② 掲示期間

平成 24 年 3 月 1 日（木）～平成 24 年 3 月 31 日（土）

③ 掲示内容・掲示機関

しない！させない！過積載運行

兵庫県過積載防止対策連絡会議

2, 横断幕による啓発活動

① 掲示場所

○ 西日本高速道路株式会社関西支社

神戸管理事務所 山陽自動車道 神戸北インター西方 1 箇所

第二神明道路管理事務所 大久保インターランプ橋下り 1 箇所

○ 阪神高速道路株式会社神戸管理部

3 号神戸線 尼崎を中心に上り下り 各 1 箇所

5 号湾岸線 上り下り 各 1 箇所

② 掲示期間

平成 24 年 3 月 1 日（木）～平成 24 年 3 月 30 日（金）

③ 掲示内容・掲示機関

「しない！させない！過積載運行」

「なくそう落下物・過積載運行！」

兵庫県過積載防止対策連絡会議

社団法人兵庫県トラック協会

神戸運輸監理部兵庫陸運部

3, 荷主団体等への啓発活動

キャンペーン期間にあわせ、荷主団体等（県内 72 団体（社））へ啓発リーフレットを発出する。

平成24年度 ドライバー等安全教育訓練促進助成制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社団法人兵庫県トラック協会（以下「兵ト協」という。）が社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）と協調して行うトラックドライバー又は安全運転管理者（以下「ドライバー等」という。）に対する安全教育訓練の実施を促進するための助成金（以下「助成金」という。）交付事業について必要な事項を定め、事業を適正かつ円滑に実施することを目的とする。

(資格・要件)

第2条 助成対象となる事業者（以下「助成対象事業者」という。）は、兵ト協の会員事業者であって、第3条に定める安全教育施設（以下「研修施設」という。）に自社の県内営業所に勤務するドライバー等を派遣し、安全教育訓練を実施する会員事業者とする。

(助成対象研修施設、研修)

第3条 助成対象となる研修施設、研修は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 研修施設とは、兵ト協が指定する総合的な設備を有する安全教育施設という。
- (2) 研修助成対象となる研修は、安全及び事故防止に関する知識並びに運転技能向上等を目的としたドライバー等の安全教育訓練であって、特別研修（2泊3日以上 of 研修）、一般研修（1泊2日の研修）とし兵ト協が指定する。

(助成額)

第4条 助成金の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 特別研修（2泊3日以上 of 研修）については、研修受講料の全額及び交通費
- (2) 一般研修（1泊2日の研修）については、研修受講料の一部（上限3万円）及び交通費ただし、交通費については、研修を受けようとするドライバー等の所属する事業所又は自宅から当該研修施設までの間の公共交通機関の往復普通運賃で実費とし、1万円を上限とする。

(定員)

第5条 多くの事業者が広く制度を活用するために、申込みは、原則として1事業者につき2名を上限とする。

- 2 この制度による研修受講は、事業者からの申込順とし、助成金枠がなくなり次第申込みを締め切るものとする。

(受講適否の事前確認、輸送事業部への連絡)

第6条 受講希望事業者は、資格、要件及び人数枠等による可否等について、事前に兵ト協の確認を得なければならない。

(施設の予約と申込み)

第7条 前条の確認を得た助成対象事業者は、受講しようとする研修施設に希望研修（別表）を予約をした上で、様式1「ドライバー等安全教育訓練実施申込書」を、兵ト協会長に対して、第6条の確認を得て10日以内に提出しなければならない。

なお、期日が過ぎても提出がないときは、受講をキャンセルしたものとする。

(受講料の納入)

第8条 助成対象事業者は、受講開始日の7日前までに、当該研修施設に対して所定の受講料を前納しなければならない。

2 受講開始日の7日前までに所定の受講料を納入しないときは、申込みを取下げたものとする。

(報告書：研修受講後)

第9条 助成対象事業者は、訓練実施後7日以内に、様式2「ドライバ安全教育訓練実施報告書」（以下「報告書」という。）を兵ト協会長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、当該研修施設が発行した「修了証」の写し、研修を受けたドライバー等が作成した様式3「研修参加報告書」及び研修受講料にかかる「領収書」の写しを添付しなければならない。

(助成金の支払い請求及び支給)

第10条 兵ト協は、原則として、前条の報告書を四半期ごとに取りまとめ、全ト協会長に対して助成金を請求し、兵ト協会長に対して助成金の交付を受けた場合は、助成対象事業者に対して速やかに助成金を支給することとする。

(取下げ)

第11条 助成対象事業者が申込みを取下げるときは、研修受講開始の7日前までに兵ト協会長に対して、様式4「ドライバー等安全教育訓練実施申込取下届」を提出しなければならない。

(取下げ又は受講中止等の場合の費用負担)

第12条 助成対象事業者若しくはドライバー等が、次の掲げる各号のいずれかに該当するときは、助成対象事業者は、研修受講料の一部又は全額を、又交通費を伴う場合はこれを全額負担しなければならない。

- (1) 研修受講開始日の7日前を経過して申込みを取下げたとき
- (2) 特別な事由なく、申込みをした研修を受講しないか、又は受講を途中で中止したとき
- (3) 第9条に基づく所定の書類を添付した報告書の提出をしないとき
- (4) 研修又は手続等において、本要領若しくは本事業の趣旨に反した行為、又は不適切な行為等があったとき

附 則

本要綱は、平成24年4月1日から施行する。

☆予約は、3月1日より受付いたします。

(参考)

※ 各様式（申込書等）は、事務局までお問い合わせ下さい。

※ 研修受講者が変更になる場合は、速やかに事務局までご連絡下さい。

※ 事務局（輸送事業部） TEL 078 - 882 - 5556

※ 手続の流れ

1 兵ト協へ事前確認



2 教育訓練施設の予約



3 助成金申込書を提出



4 受講料の納入



5 安全教育訓練の実施



6 訓練報告書の提出



7 助成金の給付（原則として四半期ごと）

「クレフィール湖東」研修については13頁参照





つづけていこうよ、明日のために…

エコドライブ推進中!

(社)兵庫県トラック協会

※ 1. 研修受講料には所定の宿泊・食事代等を含みます。(所定の金額を超えるものは自己負担となります)
 ※ 2. ～ 4. 自動車安全運転センター(安全運転中央研修所)の食事代のみ現地払いとなるため、受講料納入にあたっては、この食事代(3日間→3,680円、4日間→5,520円)を差し引いた金額を送金してください。なお、これらの金額を上回る食事代については、自己負担となりますのでご注意ください。
 ※ 納入額、ドライバー研修大型(※ 2.)→99,000円、小型(※ 3.)→79,500円、安全運転管理者研修(※ 4.)→52,500円
 ※ 5. この研修は大型車のみを使用します。(要大型免許)
 ※ 6. ドライビングアカデミー北海道は「東地区会場」と「西地区会場」の2会場がありますのでご注意ください。

[参 考]

平成24年度 クレフィール湖東交通安全研修所 一般研修(1泊2日)

受講料(普通トラック) ¥38,535(税込)

受講料(大型トラック) ¥42,735(税込)

助成金額は¥30,000です。

	研修日程	募集人数
1	4 / 7 (土) ~ 4 / 8 (日)	20
2	4 / 28 (土) ~ 4 / 29 (日)	20
3	5 / 12 (土) ~ 5 / 13 (日)	20
4	5 / 26 (土) ~ 5 / 27 (日)	20
5	6 / 2 (土) ~ 6 / 3 (日)	20
6	6 / 23 (土) ~ 6 / 24 (日)	20
7	6 / 30 (土) ~ 7 / 1 (日)	20
8	7 / 7 (土) ~ 7 / 8 (日)	20
9	7 / 14 (土) ~ 7 / 15 (日)	20
10	8 / 4 (土) ~ 8 / 5 (日)	20
11	8 / 18 (土) ~ 8 / 19 (日)	20
12	8 / 25 (土) ~ 8 / 26 (日)	20
13	9 / 1 (土) ~ 9 / 2 (日)	20
14	9 / 8 (土) ~ 9 / 9 (日)	20
15	9 / 22 (土) ~ 9 / 23 (日)	20
16	9 / 29 (土) ~ 9 / 30 (日)	20
17	10 / 27 (土) ~ 10 / 28 (日)	20
18	11 / 3 (土) ~ 11 / 4 (日)	20
19	11 / 17 (土) ~ 11 / 18 (日)	20
20	11 / 24 (土) ~ 11 / 25 (日)	20
21	12 / 1 (土) ~ 12 / 2 (日)	20
22	12 / 15 (土) ~ 12 / 16 (日)	20
23	1 / 12 (土) ~ 1 / 13 (日)	20
24	2 / 2 (土) ~ 2 / 3 (日)	20
25	3 / 2 (土) ~ 3 / 3 (日)	20

他の研修施設の一般研修についてはそれぞれお問い合わせ下さい。

指定研修施設一覧

施設名
(1) 社団法人 愛知県トラック協会 中部トラック総合研修センター (名鉄線三好ヶ丘駅より徒歩約20分) 愛知県みよし市福谷町西ノ洞21-127 電話 0561-36-1010 F A X 0561-36-1210 (2) 社団法人 埼玉県トラック協会 埼玉県トラック総合教育センター (秩父鉄道永田駅より徒歩約25分) 埼玉県深谷市黒田2091-1 電話 048-584-0055 F A X 048-584-0090
(3) 自動車安全運転センター安全運転中央研修所 (J R 常磐線勝田駅よりバスで約20分) 茨城県ひたちなか市新光町605番地16 電話 029-265-9560 F A X 029-265-9552 (4) クレフィール湖東交通安全研修所 (J R 東海道線能登川駅より送迎バスで約30分) 滋賀県東近江市平柳町22-3 電話 0749-45-3872 F A X 0749-45-3877 (5) 総合交通教育センター ドライビングアカデミー O N G A (J R 鹿児島本線遠賀川駅より徒歩約7分) 福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀81-5 電話 093-293-2359 F A X 093-293-2427 (6) 総合交通教育センター ドライビングアカデミー北海道 北海道札幌市中央区北1条西2丁目 オーク札幌ビル7F 電話 011-232-2815 F A X 011-221-2452 ① 東地区会場 (J R 根室本線釧路駅よりバスで約25分) 北海道釧路市芦野5-12-1 ② 西地区会場 (J R 室蘭本線苫小牧駅よりバスで約30分) 北海道苫小牧市拓勇東町8-6-27



平成24年度 セーフティ&エコドライブ教育訓練促進助成制度 実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社団法人兵庫県トラック協会（以下「兵ト協」という。）が行うトラックドライバーに対するセーフティ&エコドライブ教育訓練（以下「研修」という。）の実施を促進するための助成金（以下「助成金」という。）交付事業について必要な事項を定め、事業を適正かつ円滑に実施することを目的とする。

(資格・要件)

第2条 助成対象となる事業者（以下「助成対象事業者」という。）は、兵ト協の会員事業者であって、第3条に定める安全教育施設（以下「研修施設」という。）に自社の県内営業所に勤務するドライバー等を派遣し、兵ト協設定の研修を受講する会員事業者とする。

(助成対象研修施設、研修)

第3条 助成対象となる研修施設、研修は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 研修施設 名称：株式会社クレフィール湖東
施設住所：滋賀県東近江市平柳町22-3
- (2) 研修助成対象となる研修は、2泊3日の研修で別表の通りとする。

(助成額)

第4条 助成金の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 研修受講料の全額及び交通費
- (2) ただし、交通費については、研修を受けようとするドライバー等の所属する事業所又は自宅から当該研修施設までの間の公共交通機関の往復普通運賃で実費とし、1万円を上限とする。

(定員)

第5条 1 研修の定員は20名とし、申込順に受け付けするものとする。

2 ただし、1会員あたりの受講者数の制限は設けないものとするが、出来るだけ多くの会員事業者に広く制度を活用してもらうため、兵ト協で人数調整する場合があるものとする。

(受講適否の事前確認、兵ト協への連絡)

第6条 受講希望事業者は、資格、要件及び人数枠等による可否等について、事前に兵ト協の確認を得なければならない。

(施設の予約と申込み)

第7条 前条の確認を得た助成対象事業者は、受講しようとする研修施設に希望研修（別表）を予約をした上で、様式1「ドライバー等安全教育訓練実施申込書」を、兵ト協会長に対して、

第6条の確認を得て10日以内に提出しなければならない。

なお、期日が過ぎても提出がないときは、受講をキャンセルしたものとする。

(受講料の納入)

第8条 助成対象事業者は、受講開始日の7日前までに、当該研修施設に対して所定の受講料を前納しなければならない。

2 受講開始日の7日前までに所定の受講料を納入しないときは、申込みを取下げたものとする。

(報告書：研修受講後)

第9条 助成対象事業者は、研修受講後7日以内に、様式2「ドライバー安全教育訓練実施報告書」(以下「報告書」という。)を兵ト協会長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、研修施設が発行した「修了証」の写し、研修を受けたドライバー等が作成した様式3「研修参加報告書」及び研修受講料にかかる「領収書」の写しを添付しなければならない。

(助成金の支払い請求及び支給)

第10条 兵ト協は、原則として、前条の報告書を研修終了ごとに取りまとめ、助成対象事業者に対して速やかに助成金を支給することとする。

(取下げ)

第11条 助成対象事業者が申込みを取下げるときは、研修受講開始の7日前までに兵ト協会長に対して、様式4「ドライバー等安全教育訓練実施申込取下届」を提出しなければならない。

(取下げ又は受講中止等の場合の費用負担)

第12条 助成対象事業者若しくはドライバー等が、次の掲げる各号のいずれかに該当するときは、助成対象事業者は、研修受講料の全額を、又交通費を伴う場合はこれを全額負担しなければならない。

- (1) 研修受講開始日の7日前を経過して申込みを取下げたとき
- (2) 特別な事由なく、申込みをした研修を受講しないか、又は受講を途中で中止したとき
- (3) 第9条に基づく所定の書類を添付した報告書の提出をしないとき
- (4) 研修又は手続等において、本要領若しくは本事業の趣旨に反した行為、又は不適切な行為等があったとき

附 則

本要綱は、平成24年4月1日から施行する。

☆予約は、3月1日より受付いたします。

(参考)

- ※ 各様式（申込書等）は、事務局までお問い合わせ下さい。
- ※ 研修受講者が変更になる場合は、速やかに事務局までご連絡下さい。
- ※ 事務局（輸送事業部） T E L 078 - 882 - 5556
- ※ 手続の流れ

1 兵ト協へ事前確認



2 教育訓練施設の予約



3 助成金申込書を提出



4 受講料の納入



5 教育訓練の実施（研修の受講）



6 訓練報告書の提出



7 助成金の給付

「クレフィール湖東」研修助成については13頁参照

【別表】

平成24年度セーフティ&エコドライブ教育訓練（クレフィール湖東）

兵ト協設定コース（2泊3日）【兵ト協助成】

種別	コード	日程	受講料	助成額
セーフティ& エコドライバー研修 （3日間）	911	4月13日（金）～4月15日（日）	普通：64,260 大型：74,760	全額
	912	5月10日（木）～5月12日（土）		
	913	6月1日（金）～6月3日（日）		
	914	7月26日（木）～7月28日（土）		
	915	10月25日（木）～10月27日（土）		
	916	11月30日（金）～12月2日（日）		

【注意】

1. 受講人数の上限はありませんが、出来るだけ多くの会員事業者が利用できるよう申込状況によっては調整する場合があります。（各コースとも定員は20名です。）
2. 交通費については、1万円を上限に助成します。公共の交通機関（在来線）で計算。
3. 兵ト協で枠を確認し予約をされましたら、必ず兵ト協輸送事業部にご連絡いただき「助成申込書」を提出してください。「助成申込書」の提出が無い場合は助成の対象にはなりません。

担当：兵ト協輸送事業部 T E L 078 - 882 - 5556

研修施設：クレフィール湖東 T E L 0749 - 45 - 3880、0749 - 45 - 3872

平成24年度指定研修（クレフィール湖東分）

全ト協設定コース（2泊3日）【全ト協との協調助成】

種別	コード	日程	受講料	助成額
ドライバー研修 （3日間）	401	5月17日（木）～5月19日（土）	64,260	全額
	402	7月12日（木）～7月14日（土）		
	403	9月6日（木）～9月8日（土）		
	404	10月11日（木）～10月13日（土）		
	405	11月22日（木）～11月24日（土）		
安全運転管理者 （3日間）	411	4月19日（木）～4月21日（土）	68,460	全額
	412	6月14日（木）～6月16日（土）		
	413	8月23日（木）～8月25日（土）		
	414	11月1日（木）～11月3日（土）		

全ト協設定コース（1泊2日）【全ト協との協調助成】

種別	コード	日程（開始日）	受講料	助成額
ドライバー研修 （2日間）	041	4/7, 4/28, 5/12, 5/26, 6/2, 6/23, 6/30, 7/7, 7/14, 8/4, 8/18, 8/25, 9/1, 9/8, 9/22, 9/29, 10/27, 11/3, 11/17, 11/24, 12/1, 12/15, 1/12, 2/2, 3/2	普通： 38,535 大型： 42,735	30,000

兵ト協設定コース（2泊3日）【兵ト協助成】

種別	コード	日程	受講料	助成額
セーフティー＆ エコドライバー 研修（3日間）	911	4月13日（金）～4月15日（日）	普通： 64,260 大型： 74,760	全額
	912	5月10日（木）～5月12日（土）		
	913	6月1日（金）～6月3日（日）		
	914	7月26日（木）～7月28日（土）		
	915	10月25日（木）～10月27日（土）		
	916	11月30日（金）～12月2日（日）		

【注意】

1. 全ト協設定コースは、1会員2名まで受講できます。兵ト協設定コースについては受講人数の上限はありませんが、出来るだけ多くの会員が利用できるよう調整する場合があります。（各コースとも定員は20名です。）
2. 交通費については、1万円を上限に助成します。公共の交通機関（在来線）で計算。

クレフィール湖東

申込先 TEL 0749 - 45 - 3880、0749 - 45 - 3872

予約をされたら、必ず兵ト協輸送事業部にご連絡いただき「助成申込書」を提出してください。
「助成申込書」の提出が無い場合は助成の対象にはなりません。

「平成24年度自動車運送事業運行管理者兵庫陸運部長表彰」について

神戸運輸監理部兵庫陸運部では、平成24年度から自動車運送事業の運行管理業務において、安全意識の高揚と運行管理業務の一層の徹底を図り、もって自動車運送事業の輸送の安全を確保することを目的として、優良である運行管理者に対して「自動車運送事業運行管理者兵庫陸運部長表彰」を実施するとの通知が当協会長宛にありましたのでお知らせいたします。

詳しくは協会本部又は最寄りの支部までお問い合わせ願います。

神総調第41号

平成21年8月31日

神戸運輸監理部兵庫陸運部自動車運送事業運行管理者表彰内規

(趣旨)

第1条 近畿運輸局管内における自動車運送事業の運行管理者表彰（以下「表彰」という。）については、近畿運輸局表彰規程（平成13年9月14日近運達甲第4号）に定めるところによるほか、この内規の定めるところによる。

(表彰の目的)

第2条 この表彰は、自動車運送事業の運行管理者について、運行管理業務において優良であると認められる者を表彰することにより、安全意識の更なる高揚と運行管理業務の一層の徹底を図り、もって自動車運送事業の輸送の安全を確保することを目的とする。

(定義)

第3条 この内規における用語等の定義は以下のとおりとする。

(1) 『運行管理業務に関する効果的な業務手法の考案又は改善を行う等の功績』

定期的な安全運行に関する勉強会等の考案、安全確保に関する施設等の新設や改善、運行管理体制の見直し等の具体的な取り組みであって、それらが営業所や会社内で制度化されているものをいう。

(2) 『運行管理者の業務を十分に理解し適確に実施』

関係法令で定められている運行管理者の業務を十分に理解し適確に実施するとともに、必要な講習を受講している者を指し、運行管理業務を補助者任せとする等事実上名目だけの運行管理者である者を除く。

(3) 『勤務状態等が優良』

無断欠勤や遅刻等が常習化している等、世間一般的に勤務状態に問題があると認められる者ではなく、かつ、所定期間において無事故無違反であるとともに、刑罰がない者をいう。

(4) 『道路交通法第108条の34に基づく通報のあった事故及び違反』

「道路交通法第108条の34に基づく通知の強化措置への対応について」(平成15年1月30日付け国総貨複第162号、国自総第439号、国自旅第189号、国自貨第73号)に基づく通報がなされる事故及び違反をいう。

(5) 『重大事故』

自動車事故報告規則(昭和26年12月20日運輸省令第104号)第2条第1号から第5号及び第7号に規定する事故をいう。

(6) 『運行管理上最も責任ある者』

前2号の事故及び違反を引き起こした運転者の当該運行開始時における点呼やその他指示を行った者若しくは当該事故の自動車事故報告書の運行管理者欄に記入されている者をいう。

(7) 『運行管理者資格者証の返納の処分等』

運行管理者資格者証の返納命令発令基準に基づく返納命令、警告及び勧告をいう。

(8) 『行政処分等』

輸送の安全に係る違反行為による安全確保命令、事業改善命令、自動車その他輸送施設の使用停止処分、事業停止処分及び許可の取消処分をいう。

なお、「行政処分等を受けるおそれ」とは、監査が行われ処分が未定である状態をいう。

(表彰基準)

第4条 この表彰は、自動車運送事業の運行管理者として10年以上従事し、管内における自動車運送事業者(以下「事業者」という。)の営業所ごとに選任されている運行管理者であって、現に運行管理業務を行っている者のうち、運行管理業務に関する効果的な業務手法の考案又は改善を行う等の功績を有し、運行管理者の業務を十分に理解し適確に実施しており、勤務状態等が優良であるとともに、所定期間以上の期間について次の各号に該当せずに輸送の安全確保に努めたと認められる者に対して行う。

- (1) 運行管理者として選任されていた全ての営業所において、当該営業所の運転者による道路交通法第108条の34に基づく通報のなされる事故及び違反について、運行管理上、最も責任ある者
- (2) 運行管理者として選任されていた全ての営業所において、当該営業所の運転者が明らかに第一当事者となる重大事故について、運行管理上、最も責任ある者
- (3) 運行管理者資格者証の返納の処分等を受けた者、又は受けるおそれがある者
- (4) 運行管理者として選任されていた全ての営業所において、その選任されていた間、当該営業所が行政処分等を受けた場合、又は受けるおそれがある場合

(所定期間等)

第5条 前条における所定期間は、この内規の適用日以降の日から起算して5年間とする。

2 ただし、前条各号の要件に該当した場合の所定期間は、以下のとおりとする。

- (1) 前条第1号又は第2号に該当した場合にあっては、当該事故または違反のあった日の翌日から新たに起算して5年間
- (2) 前条第3号に該当した場合にあっては、その後再び運行管理者として選任された日、もしくは、警告又は勧告がなされた日の翌日から新たに起算して5年間
- (3) 前条第4号に該当した場合にあっては、当該行政処分等終了日の翌日から新たに起算して5年間

3 前条における「運行管理者としての従事期間」及び「所定期間以上の期間」については、4月1日現在における経過期間とする。

(表彰内容)

第6条 表彰は、神戸運輸監理部兵庫陸運部長が別紙1号様式による表彰状を授与して行う。

(表彰手続き)

第7条 事業者は、自社の運行管理者（以下「候補者」という。）に表彰を受けさせようとするときは、次の各号に掲げる書類を3部（うち2部は写しでも可）添えて、毎年5月末日までに当該候補者が選任されている営業所を所轄する神戸運輸監理部兵庫陸運部長に推薦するものとする。

- (1) 候補者が第4条各号に該当しない者であることを証する書面（2号様式）
- (2) 候補者の功績調書（3号様式）
- (3) 候補者の履歴書（4号様式）
- (4) 候補者の過去5年間の無事故無違反証明書（自動車安全運転センター発行のもの）
- (5) 候補者の刑罰等に関する自認書（5号様式）
- (6) 当該事業者が加入する事業者団体（原則、当局所管の自動車関係団体及びその傘下団体であって、都道府県を単位として活動している団体とする。）の長の推薦書（6号様式）

(近畿運輸局長の承認)

第8条 神戸運輸監理部兵庫陸運部長は、この内規にもとづいて表彰を行う場合は、あらかじめ近畿運輸局長の承認を得なければならない。

(表彰の時期)

第9条 表彰は、毎年8月に行う。

(表彰の取消)

第10条 神戸運輸監理部兵庫陸運部長は、この表彰を受賞後、当該受賞者が当該表彰を受けることが適当でないと判断される事実が判明したときは、当該表彰は取り消すことができる。

(雑則)

第11条 候補者の選考にあたっては、次のことに留意するものとする。

(1) 候補者が形式上偏在することを防止するため、各業種から幅広く、表彰するにふさわしい者を選考することとし、同一時期における同一事業者からの候補者は、原則として1名以内とする。

(2) 候補者が次の①に該当する場合は、表彰の対象としない。また、候補者又は当該事業者が、次の②に該当する場合は、原則として、一定の期間表彰の対象としないこととする。

① 破産者

② 訴訟が継続中の場合、最近において事故、事件等があった場合、法令違反等により行政上または司法上の取調べ、立ち入り検査等を受けた場合、刑の確定又は行政処分を受けた場合、その他表彰することが適当でないような内容が新聞、雑誌等に報道された場合等

2 この内規に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるところによる。

附 則

この内規は、平成19年4月1日から適用する。



**ちょっとした地球への思いやり
エコ・ドライブ推進中！です**

(社)兵庫県トラック協会通常総会のご案内

社団法人兵庫県トラック協会の「第51回 通常総会(予算等)」「第52回 通常総会(決算等)」を下記のとおり開催する予定です。会員の皆様には、後日資料を添付しご案内させていただきます。会員の皆様の万障繰り合わせのご臨席をお願いいたします。

記

第51回 通常総会(予算等)

日 時：平成24年3月23日(金) 14:00～

場 所：神戸市勤労会館

第52回通常総会(決算等)

日 時：平成24年5月29日(火) 時間は未定

場 所：ANAクラウンプラザホテル神戸



ご協力ありがとうございました

交通遺児の募金を寄せられた会員

(平成24年2月8日現在)

H24・2・8

三幸運送(株)

12,780 円

交通遺児募金の郵便振替口座

○口 座 番 号

01170-6-54803

○口 座 名

社団法人 兵庫県トラック協会募金係





問い合わせ先

陸運労災防止協会 兵庫県支部
(兵庫県トラック協会内)
電話 078-882-5556

平成24年度 労働安全衛生法に係る技能講習 実施計画表（予定）

兵庫労働局長登録教習機関

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 兵庫県支部

○ フォークリフト運転技能講習[兵労基安登録第12号]（各回4日間 定員 50人／回）

31時間講習（4日間）、11時間講習（2日間 ※印の科目を免除、但し、科目免除資格の証明が必要）

実施時期				講習科目（時間）	種類	実施場所
第 1 回	平 24 6 月	2 日（土）	8:30 ～ 18:00	関係法令（1）力学（2） 装置の構造、取扱方法（4） 修了試験	学科	神戸港湾 教育訓練 センター （神戸市）
		3 日（日）	8:00 ～ 17:10	走行の操作（8）※	実技	
		9 日（土）	8:00 ～ 17:10	走行の操作（8）※		
		10 日（日）	8:00 ～ 18:20	走行の操作（4）※ 荷役の操作（4） 修了試験		
第 2 回	11 月	10 日（土）	8:30 ～ 18:00	関係法令（1）力学（2） 装置の構造、取扱方法（4） 修了試験	学科	神戸港湾 教育訓練 センター （神戸市）
		11 日（日）	8:00 ～ 17:10	走行の操作（8）※	実技	
		17 日（土）	8:00 ～ 17:10	走行の操作（8）※		
		18 日（日）	8:00 ～ 18:20	走行の操作（4）※ 荷役の操作（4） 修了試験		
第 3 回	平 25 3 月	9 日（土）	8:30 ～ 18:00	関係法令（1）力学（2） 装置の構造、取扱方法（4） 修了試験	学科	兵ト協 研修会館
		10 日（日）	8:00 ～ 17:10	走行の操作（8）※	実技	神戸港湾 教育訓練 センター （神戸市）
		16 日（土）	8:00 ～ 17:10	走行の操作（8）※		
		17 日（日）	8:00 ～ 18:20	走行の操作（4）※ 荷役の操作（4） 修了試験		

◆ はい作業主任者技能講習[兵労基安登録第14号]（各回2日間）

実施時期				講習科目（時間）	定員	種類	実施場所
第1回	H24 7月	18日（水）	9:00～16:50	はいに関する知識（3） 人力作業に関する知識（5） 機械荷役に関する知識（3） 関係法令（1） 修了試験	50	学科	兵ト協 西部研修 センター （姫路市）
		19日（木）	9:00～16:50				
第2回	10月	17日（水）	9:00～16:50	はいに関する知識（3） 人力作業に関する知識（5） 機械荷役に関する知識（3） 関係法令（1） 修了試験	50	学科	兵ト協 研修会館 （神戸市）
		18日（木）	9:00～16:50				
第3回	H25 2月	20日（水）	9:00～16:50	はいに関する知識（3） 人力作業に関する知識（5） 機械荷役に関する知識（3） 関係法令（1） 修了試験	100	学科	兵ト協 研修会館 （神戸市）
		21日（木）	9:00～16:50				

日程、開催地、定員等のほか、法で定められている講習科目の時間を満たした上で開始及び終了時間を繰り上げ又は繰り下げ等、変更する場合があります。

燃 料 価 格 情 報

軽油「元売別」購入価格表（平成 24 年 1 月末現在）

（単位：円／ℓ）

元売名	区分	ローリー	組 合	カ ー ド	スタン
		平 均	平 均	平 均	平 均
新 日 本		100.26	105.50	113.83	105.00
出 光		99.87	106.83	107.48	
J エ ナ ジ ー					123.00
コ ス モ		100.15	104.27	109.00	110.00
昭 和 シ ェ ル		99.95	100.50		104.40
モ ー ビ ル		99.00			
エ ッ ソ		100.95	99.50	111.00	115.50
ゼ ネ ラ ル		100.00			
そ の 他		101.20	102.36	107.70	108.75
総 計		100.18	103.39	110.08	110.32
23 ／ 12	全国平均	100.90	調査なし	107.57	108.25
	近畿平均	100.59		109.98	105.53

兵ト協
調 べ

全ト協
調 べ

（消費税抜き）

軽油価格年間推移表（兵ト協調べ）

（単位：円／ℓ）

集計月	区分	ローリー	組 合	カ ー ド	スタン
		平 均	平 均	平 均	平 均
平成23年 2 月		95.56	95.93	103.77	102.45
平成23年 3 月		98.33	97.30	105.77	103.59
平成23年 4 月		106.82	104.08	112.96	113.78
平成23年 5 月		109.07	111.02	116.99	116.76
平成23年 6 月		105.65	109.19	116.20	114.31
平成23年 7 月		104.21	106.59	111.74	113.99
平成23年 8 月		103.34	106.40	112.35	112.46
平成23年 9 月		99.94	104.05	111.64	110.72
平成23年10月		97.47	100.19	108.98	108.47
平成23年11月		96.40	99.26	106.54	107.57
平成23年12月		100.42	101.34	108.06	107.26
平成24年 1 月		100.61	101.83	109.32	108.53
平成24年 2 月		100.18	103.39	110.08	110.32
年 間 平 均		101.38	103.12	110.34	110.02

※前月分の価格データを集計しています。

（消費税抜き）

“軽油は兵庫県下で買いましょう”

会 員 だ よ り

入 会 届

入会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名	主たる連絡先
24.1.31	明石	一般	大阪物流サービス(株)	森 山 拓 男	〒555-0034 06-6475-0807 大阪市西淀川区福町3丁目4番22号 FAX 06-6475-8895
2.2	神戸中央	一般	(株)極東エンタープライズ	黒 木 崧	〒651-0072 078-252-1890 神戸市中央区脇浜町2丁目1-8 FAX 078-252-1894
2.15	東部	一般	(株)向野商事	向 野 修 司	〒666-0024 072-758-1936 川西市久代1-12-6 FAX 072-758-1933

退 会 届

退会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名
24.1.30	東部	一般 利用	石 田 運 送 (株)	石 田 昌 喜
2.1	西播	一般	(株) 藤 商	藤 原 浩 樹
2.22	北播	利用	(株) ク ロ ー バ ー ネ ッ ト	藤 中 亮 太

変 更 届

届出年月日	会員名簿 ページ数	変更事項	旧	新
24.1.26	184	代表者	大 和 商 事(株) 原 田 文 夫	中 島 幸 三
2.1	183	住 所	(株)道 本 組 姫路市飾磨区上野田五丁目324-6	〒672-8025 姫路市飾磨区堀川町111
2.9	18	代表者(相継) 住所	安 本 工 業 安 本 順 貴 尼崎市武庫町2丁目18-14	安 本 龍 男 〒660-0063 尼崎市大庄北5丁目11-5
2.9	3	住 所	栄 進 急 送(株) 伊丹市南町4丁目4-6	〒664-0028 伊丹市西野1丁目8
2.9	183	住 所	(有)み の り 運 輸 神崎郡市川町上瀬加1538-3	〒679-2303 神崎郡市川町上瀬加1647-4
2.17	149	代表者	大成ホンダ陸送(株) 大 根 喜 成	加 藤 和 男

協会日誌

月日	行事名	場 所	月日	行事名	場 所
2・2	荷主団体等訪問要請 近畿ブロック支部長・事務局長会議 全ト協「利用運送・積合部会研修会」	西 宮 市 ホ テ ル グランヴィア京都 ヒルトン大阪	2・23	はい作業主任者技能講習会	西 部 研 修 セ ン タ ー
2・3	物流講演会 兵庫県交通安全対策委員会「教育・運転対策」合同部会	大阪府立労働センター (エルおおさか) ひょうご 女性交流館	2・24	近畿各府県トラック協会会長座談会 平成 23 年度集団指導	ホテルグラン ヴィア大阪 西 部 研 修 セ ン タ ー
2・7	ダンプ部会荷主団体等訪問要請 自動車関係団体連絡会	豊岡河川国道 事務所他 2 箇所 自動車会館	2・26	近ト協 第 31 回理事会 兵庫県合同防災訓練	ホ テ ル グランヴィア大阪 朝 来 市
2・8	物流政策委員会	神戸市勤労会館 404室(三ノ宮)	2・27	事故防止大会 整備管理者選任後研修	神 商 ホ ー ル 姫 路 市 「勤労市民会館」
2・9	兵庫県、徳島県国民保護図上訓練 交通対策委員会 輸送相談担当者会議	兵庫県庁 センタープラザ 西館 6 F 8 号室 全 ト 協	2・28	トラックの日行事検討プロジェクト会議 － 3 月の予定 －	兵 ト 協
2・10	運行管理者基礎講習(8日～10日) 近ト協 幹事会 近畿黒煙ゼロ推進連絡協議会幹事会 兵青協新年会	神 戸 海 洋 博 物 館 大 ト 協 大 ト 協 しら波荘	3・2	フォークリフト運転技能講習 ダンプ部会荷主団体等訪問要請 天然ガス自動車フォーラム第 55 回研修会	(社) 神戸港湾 教育訓練協会 (社) 兵庫県建設業協会 篠山支部他 1 箇所 星陵会館(東京 千代田区水田)
2・11	兵青協チャリティゴルフ	洲 本 本 ゴルフ倶楽部	3・3	フォークリフト運転技能講習〔実技〕 配車担当者(管理者)研修会	(社) 神戸港湾 教育訓練協会 大 成 閣
2・13	平成 23 年度集団指導	尼 崎 市「ホテル ホッパインアミダ」	3・4	平成 23 年度第 2 回運行管理者試験	神 戸 国 際 展 示 場
2・14	賃金交渉期における賃金・労働セミナー 環境対策委員会	全 ト 協 六甲運動場市民センター 5 F 会議室 E	3・5	全ト協交通対策委員会 自動車関係団体連絡会	全 ト 協 自動車会館 神戸市勤労会館 多目的ホール
2・15	運輸安全マネジメントシンポジウム 整備管理者選任後研修 兵庫県交通安全対策委員会	ドーンセンター (大阪府中央区) 神 戸 市 「兵庫県農業会館」 兵庫県公館	3・6	兵ト協理事会	ANAクラウン プラザホテル
2・16	全ト協第 95 回交付金運営中央委員会 (財)貨物自動車運送事業振興センター評議員会 平成 23 年度第 2 回運行管理者試験事前研修 全ト協 第 206 回常任理事会・第 149 回理事会合同会議 春季道運研懇親パーティー 平成 23 年度全国物流青年経営者代表者研修会	第 一 ホ テ ル 京 東 第 一 ホ テ ル 京 東 兵 庫 県 農 業 会 館 第 一 ホ テ ル 京 東 第 一 ホ テ ル 京 東 全 ト 協	3・7	適正化事業実施機関評議委員会 全ト協労働委員会	全 ト 協
2・17	神戸マラソン実行委員会第 5 回幹事会 第 21 回全国物流青年経営者中央研修会	兵 庫 県 民 会 館 ハイアット リージュンシエ東京	3・8	ダンプ部会荷主団体等訪問要請 全ト協環境問題対策委員会	豊岡河川国道 事務所他 2 箇所 全 ト 協
2・20	兵庫県高速道路交通安全協議会役員会・通常総会 環境対策専門委員会	楠 公 会 館 タオリテイ ホテル神戸	3・9	引越・宅配情報交換会	ボ ー ト ビ ア ル ホ テ ル
2・21	全ト協輸送秩序に係る特別小委員会 兵ト協 交付金運営委員会 全ト協 重量部会 経営者研修会	(社) 全日本 トラック協会 兵庫県農業共済会館 第一会議室 熱海大観荘	3・10	フォークリフト運転技能講習〔実技〕	(社) 神戸港湾 教育訓練協会
2・22	はい作業主任者技能講習会 兵ト協 正副会長会議 兵ト協 常任理事会	西 部 研 修 セ ン タ ー 神戸市勤労会館 会 議 室 神戸市勤労会館 会 議 室	3・11	フォークリフト運転技能講習〔実技〕	(社) 神戸港湾 教育訓練協会
			3・12	全ト協交通環境助成事業担当者会議 第 15 回経営改善委員会 第 2 回近畿ブロック適正化事業指導員研修会・連絡会	全 ト 協 新館エルタワーサン スカイルーム B-1 大 阪 市・ ホ テ ル 阪 神
			3・13	三木会	兵庫陸運部
			3・14	適正化事業集合指導 全ト協予算総会	西 播 支 部
			3・16	「過積載運転の根絶」合同キャンペーン 第 6 回「近畿黒煙ゼロ推進連絡協議会」	神戸市六甲アイランド 向洋ボンブ場前 大 阪 新 阪 急 ホ テ ル 2 階
			3・23	兵ト協 通常総会	神戸市勤労会館 7 階大ホール
			3・29	兵庫県環境審議会大気環境部会 － 4 月の予定 －	兵 庫 県 民 会 館
			4・11	ダンプ部会役員会	兵 ト 協
			4・12	全国専務理事業務連絡会議	全 ト 協